

◎独立行政法人都市再生機構役員給与規程

(平成16年7月1日規程第5号)

最終改正 令和7年5月15日

(総 則)

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給 与)

第2条 役員の給与は、本給、特別地域手当、単身赴任手当、通勤手当及び特別手当とする。

(給与の支給定日及び支給方法)

第3条 給与（通勤手当及び特別手当を除く。以下第8条及び第9条において同じ。）の支給定日は、毎月16日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。ただし、理事長が特別の事由があると認めた場合には、その都度、別に定める日とすることができる。

2 給与は、法令等に基づきその役員の給与から控除すべき額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支払うものとする。

(本 給)

第4条 本給は月額とし、その額は次の各号に掲げる役員についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 理 事 長	1,121,000円
二 副 理 事 長	964,000円
三 理 事 長 代 理	920,000円
四 理 事	834,000円
五 監 事	756,000円

(特別地域手当)

第5条 特別地域手当は、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて役員に対し支給する。

2 特別地域手当の月額は、本給に100分の16の支給割合を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定により支給される特別地域手当については、一般職給与法第11条の6及び第11条の7の規定を準用する。

4 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、一般職給与法第11条の7第3項の規定を準用する。

（単身赴任手当）

第6条 単身赴任手当は、一般職給与法第12条の2の規定に準じ支給する。

2 職員から引き続き役員に任命された者のうち、役員に任命された日の前日に役員であったものとし、かつ、役員に任命された日に在勤する事務所に同日に異動したものとした場合に前項の規定により単身赴任手当を支給されることとなる役員については、同項の規定に準じ単身赴任手当を支給する。任期满了の日若しくはその翌日において再び同一の役職の役員に任命された者又は任期满了の日以前若しくはその翌日において役職を異にする役員に任命された者のうち、任命された日に在勤する事務所に同日に異動したものとした場合に同項の規定により単身赴任手当を支給されることとなる役員についても同様とする。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、一般職給与法第12条の2第3項の規定を準用する。

（通勤手当）

第7条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に対して支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、一般職給与法第12条第4項の規定を準用する。

4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

（新たに役員に任命された者の給与）

第8条 月の初日以外の日において新たに役員に任命された者に対するその月分の給与の額は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、それぞれ同条に規定する額をその月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額にその者が役員となった日からその月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

(役員でなくなった者の給与)

第9条 月の末日以外の日において退職し、又は解任された者に対する退職当月分又は解任当月分の給与については、それぞれ第4条及び第5条に規定する額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、当該月の初日からその者が退職し、又は解任された日までの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

2 月の末日以外の日において死亡した役員に対する死亡当月分の給与については、第4条及び第5条に規定する額の全額とする。

(特別手当)

第10条 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対し、その都度定める日に支給する。

2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、死亡し、又は解任された役員にあっては、退職し、死亡し、又は解任された日現在)において役員が受けるべき本給及び特別地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職給与法第19条の4第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける支給割合及び一般職給与法第19条の7第2項第一号ロに定める支給割合の合計の支給割合を乗じて得た額を基礎とし、在職期間を勘案して別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定による特別手当の額は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第32条の規定による国土交通大臣が行う業務の実績に関する評価の結果を勘案の上、その者の職務実績に応じ、100分の10の範囲内で理事長がこれを増額し、又は減額することができる。

4 次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る特別手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた特別手当)は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第23条第2項の規定により解任された役員(同条第1項の規定により解任された役員を除く。)

二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した役員(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

三 次項において準用する一般職給与法第19条の6第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上

の刑に処せられたもの

- 5 役員の特別手当の支給に係る一時差止の取扱いについては、一般職給与法第19条の6第1項、第3項、第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長又はその委任を受けた者」とあるのは「理事長」と、同条第1項及び同項第2号、第3項第3号並びに第4項中「期末手当」とあるのは「特別手当」と、同条第1項中「職員」とあるのは「役員」と、同条第1項第2号中「公務」とあるのは「機構業務」と読み替える。

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところによる給与の額の計算において生じた端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 機構設立の際、旧都市基盤整備公団（以下「旧都市公団」という。）又は旧地域振興整備公団（以下「旧地域公団」という。）の役員であった者で、引き続き機構の役員に任命された者の第10条第2項の在職期間の算定については、旧都市公団又は旧地域公団の役員であった期間を機構の役員の在職期間とみなす。
- 3 機構設立の際、旧都市公団の役員であった者で、その旧都市公団役員として在勤する事務所（以下「旧都市公団事務所」という。）が平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律（平成14年法律第57号）第6条（以下「移転条項」という。）の規定により移転したことに伴い旧都市基盤整備公団役員給与規程（平成11年都市基盤整備公団規程第5号）第5条第3項の規定により一般職給与法第11条の6の規定を準用して特別地域手当が支給されていた者のうち、引き続き機構の役員に任命された者については、旧都市公団事務所の移転の日（以下「みなし移転日」という。）の前日に機構の役員であったものとし、かつ、その役員の在勤する事務所が移転条項の規定によりみなし移転日に移転したものとみなして、一般職給与法第11条の6の規定を準用する。
- 4 機構設立の際、旧地域公団の役員であった者で、引き続き機構の役員に任命された者の特別地域手当の支給割合については、みなし移転日の前日に機構の役員であったものとし、かつ、その役員の在勤する事務所が移転条項の規定によりみなし移転日に移転したものとみなして、一般職給与法第11条の6の規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成17年末に支給する特別手当（以下「年末特別手当」という。）の額は、第10条第2項の規定にかかわらず、改正後の独立行政法人都市再生機構役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定により算出される年末特別手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成17年4月1日（同月2日から年末特別手当の基準日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において、役員が受けるべき本給、特別調整手当及び単身赴任手当（一般職給与法第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間その他別に定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じて得た月数）を乗じて得た額
 - 二 平成17年夏期に支給された特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額
- 3 前項に定めるもののほか、年末特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き役員である者で、当該役員として受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、施行日を含むその者の任期に係る期間の末日までの間、本給のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 3 独立行政法人都市再生機構役員退職手当規程（平成16年都市再生機構規程第10号）第3条の規定に定める本給月額には、前項に定める差額に相当する額は含まないものとする。
- 4 平成22年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の独立行政法人都市再生機構役員給与規程第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の18」とあるのは「100分の17」と、「100分の15」とあるのは「100分の14」とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月29日から施行し、同年6月1日から適用する。
- 2 平成21年6月に支給する特別手当に関する一般職給与法第19条の4第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける支給割合及び同条の7第2項第一号ロに定める支給割合の適用については、一般職給与法附則第8項に定める支給割合に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成21年末に支給する特別手当の額は、第10条第2項の規定にかかわらず、改正後の独立行政法人都市再生機構役員給与規程の規定により算出される特別手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成21年4月1日（同月2日から平成21年末に支給する特別手当の基準日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において、役員が受けるべき本給、特別地域手当及び単身赴任手当（一般職給与法第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じて得た月数）を乗じて得た額
 - 二 平成21年夏期に支給された特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額
- 3 前項に定めるもののほか、平成21年末に支給する特別手当に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年末に支給する特別手当の額は、第10条第2項の規定にかかわらず、改正後の独立行政法人都市再生機構役員給与規程の規定により算出される特別手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - 一 平成22年4月1日（同月2日から平成22年末に支給する特別手当の基準日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において、役員が受けるべき本給、特別地域手当及び単身赴任手当（一般職給与法第12条の2第2項に規定する人事院規則で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行

の日の属する月の前月までの月数（同年４月１日からこの規程の施行の日の前日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じて得た月数）を乗じて得た額

二 平成22年夏期に支給された特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

3 前項に定めるもののほか、平成22年末に支給する特別手当に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年３月30日から施行し、改正後の第10条の規定は、同年３月１日から適用する。

2 平成24年４月１日から平成26年３月31日までの間における給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額について、当該各号に掲げる額とする

一 本給 当該役員の本給の額に100分の90.23を乗じて得た額

二 特別地域手当 当該役員の特別地域手当の額に100分の90.23を乗じて得た額

三 特別手当 当該役員が受けるべき特別手当の額に100分の90.23を乗じて得た額

3 平成24年夏期に支給する特別手当の額は、第10条第２項の規定にかかわらず、改正後の独立行政法人都市再生機構役員給与規程の規定及び前項第３号の規定により算出される特別手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

一 平成23年４月１日（同月２日から平成24年３月１日までの間に新たに役員となった者にあっては、新たに役員となった日）において、役員が受けるべき本給、特別地域手当及び単身赴任手当（一般職給与法第12条の２第２項に規定する人事院規則で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成23年４月から平成24年２月までの月数（平成23年４月１日から平成24年２月29日までの期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じて得た月数）を乗じて得た額

二 平成23年夏期に支給された特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

三 平成23年末に支給された特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

4 前項に定めるもののほか、平成24年夏期に支給する特別手当に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き役員である者で、当該役員として受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、施行日を含むその者の任期に係る期間の末日までの間、本給のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 3 独立行政法人都市再生機構役員退職手当規程（平成16年都市再生機構規程第7号）第3条の規定に定める本給月額には、前項に定める差額に相当する額は含まないものとする。
- 4 平成28年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の独立行政法人都市再生機構役員給与規程第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の16」とあるのは「、大阪府大阪市に在勤する役員にあっては100分の15.5、及び神奈川県横浜市に在勤する役員にあっては100分の15」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年2月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構役員給与規程の規定（以下「改正後の規程」という。）は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構役員給与規程の規定に基づき支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する特別手当の額は、第10条第2項の規定にかかわらず、改正後の独立行政法人都市再生機構役員給与規程の規定により算出される特別手当の額から、令和3年12月に支給された特別手当のうち、一般職給与法第19条の4第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける支給割合を乗じて得た額に在職期間を勘案して別に定める割合を乗じて得た額に、67.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構役員給与規程の規定に基づき支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年12月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人都市再生機構役員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人都市再生機構役員給与規程の規定に基づき支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。